

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 5 月 13 日

分任支出負担行為担当官
東信森林管理署長 佐野 周二

1. 競争に付する事項

- (1) 入札の名称、契約内容、品質規格、数量等

「北佐久地区碎石等供給契約」

内容は「仕様内訳書」による

- (2) 納入期間 契約の翌日から令和 7 年 8 月 2 9 日

- (3) 納入場所 東信森林管理署管内 南ヶ原林道ほか

- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、別紙内訳書を作成し入札書に添付すること。単価については 1.0m³ の単価と 1.0m³ を運搬した単価を合わせた額で、1.0m³ の単価とし総金額にて入札すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「物品の製造」又は

「物品の販売」に登録され関東・甲信越地域に競争参加資格を有する者であること。

- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) その他予算決算及び会計令第 7 3 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること

3. 入札書の提示場所等

- (1) 入札書の提示場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
長野県佐久市臼田 1 8 2 2 番

東信森林管理署 総務グループ

TEL 0 5 0 - 3 1 6 0 - 6 0 5 5

なお、資料等の交付について電子データで配布するため、未使用の記録媒体（CD-R、DVD-RW）等を持参すること。

- (2) 資料等の交付期限

上記3の(1)の場所にて公告の日より令和7年6月1日の16時まで。(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く。)

(3) 入札書の提出期限

令和7年6月2日 10時00分

郵便による入札は認めません。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年6月2日 10時00分

東信森林管理署 入札室

4. その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金免除する。

イ 契約保証金免除する。

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争に参加を希望する者は、仕様内訳書等示すところにより、特質を有する物品を納入できることが可能であると認められる証明書類を、令和7年5月27日の16時までに上記3の(1)の場所に提出しなければならない。

また、当該証明書類に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は開札日までの間においてそれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

中部森林管理局競争契約入札心得によるものとする。

(5) 落札者の決定

本公告に示した業務を履行出来ると、分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の限度内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(7) その他詳細は、中部森林管理局競争契約入札心得による。

— お知らせ —

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの

「https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html」をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。